

国都調第3号
令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

国土交通省都市局長
(公 印 省 略)

都市計画基礎調査実施要領の見直しについて

都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査については、「都市計画基礎調査実施要領」（令和3年5月27日付け国都調第1号国土交通省都市局長）により、調査項目や内容の目安を定めてきたところであるが、今般、都市計画情報のデジタル化・オープン化の一層の推進に資するよう、都市計画基礎調査情報のデータの標準化を主眼に置き、所要の見直しを行ったので通知する。

なお、実施要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各都道府県におかれては、今後の都市計画基礎調査の実施にあたっての参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市区町村に対して、本要領を周知願いたい。

また、本要領は、国土交通省のホームページに掲載しているので、適宜ご活用いただきたい。